

令和元年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合企画部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
企画調整課	令和2年全国知事会 議in滋賀関連行事実 施業務委託	令和2年全国知事会議 in滋賀関連行事実 業務	令2年2月7日 ~ 令2年7月10日	株式会社日本旅行草 津支店	8,992,440	本業務は、全国知事会議に関連して、プレイベ ント(視察)、意見交換会、PR展示等を実施し、滋 賀県の魅力や取組を全国に発信することを目的 としている。 実施に当たっては、事業者が有する高度かつ専 門的な知識・技術・企画力・ノウハウ等を活用し て、より効果的かつ効率的に実施するため競争 入札に適しないと判断し、プロポーザル方式によ り契約の相手方を選定したため。 * 債務負担行為を含む契約	2	4